

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

勤務時間と労働時間

勤務時間が9時から18時までで、昼休みが1時間という職場では、労働基準法の定める1日8時間という法定労働時間を遵守しているようにみえます。

しかし、実際には、勤務終了後にも作業記録の作成や片付けがあり、残業という認識がなくても19時までには会社にいることが常態化しているようなケースでは、本当に法定労働時間が守られているのでしょうか？

この点、裁判例では、労働時間は労働者の行為が使用者の指揮命令下に

置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである、としています。

したがって、労働者が使用者の指揮命令下で作業の準備や後処理をしている時間は、労働時間に含まれます。

また、待機時間や仮眠時間は、具体的な作業に従事していない休憩時間として賃金が払われないこともありそうです。しかし、必要が生じれば直ちに対応することが義務付けられているならば、指揮命令から解放されているとは言えず、やはり

労働時間に含まれます。

自由参加の研修も、参加しないことによる不利益がないのであれば労働時間に含まれませんが、使用者の指揮命令により参加を強制されている場合は含まれます。

このように、実際に指揮命令下に置かれている時間が、職場で勤務時間として定められた時間を超過していれば、その超過分について賃金の請求ができます。また、指揮命令下に置かれている時間が法定労働時間をも超える場合には、割増賃金の請求もできるのです。

相続を放棄したら、保険金は受け取れない？

Q 先日、私の夫が亡くなりました。夫は生命保険を掛けていましたが、友人の保証人となったことで多額の債務も負っていました。

夫の相続を放棄したいのですが、この場合、保険金も受け取ることができないのでしょうか？

A 保険金は、保険契約に基づいて指定された人に支払われるものですので、原則として相続財産には含まれません。

特定の方を受取人に指定している場合や、受取人を特定せず単に「相続人」と指定しているような場合でも、保険契約上

の受取人としての地位に基づき保険金請求権を取得することになります。

したがって、あなたが受取人に指定されている場合には、相続を放棄したとしても、保険金を受け取ることができます。

次に、ご主人自身が受取人であった場合には、保険金は相続財産となるという考え方が一般的です。この考え方に立つと、あなたが相続を放棄すればもはや保険金も受け取ることができないこととなります。

しかし、この場合も、保険会社が定める約款に「その相続人が受取人となる」等の規定が置かれ

ているのが通常であり、約款に基づき固有の保険金請求権を取得するという考え方もあります。

このほか、受取人の指定がない場合で、相続財産を構成しないとした最高裁判例もあります。

したがって、いずれのケースであっても、あなたには保険金を受け取る余地がありますので、保険会社に対し問い合わせることをお勧めします。

なお、同じように、勤務先から支給される死亡退職金も相続財産に含まないとするのが一般的です。相続を放棄しても受け取ることができると考えられます。

事件簿より ～天国へ届けた賃金～

彼から相談を受けたのはある年の8月初旬。3月末に勤務先から一方的に解雇され、次の職場も決まらないとのこと。聞けば解雇前2か月間の給料も支払われておらず、数か月間は貯金を切り崩しながら生活してきたが、いよいよ蓄えも底をつくほど切迫した状態に陥ってしまったらしい。

「何とか少しでも取りたい!」
彼はこう訴えたが、二つ返事で引き受けられる事案ではなく、いくつかの課題を検討しなければならなかった。

その一つ目は、費用の捻出方法だ。蓄えを食いつくした彼にとって切実な課題ではあるが、この点は「民事法律扶助」を利用することで解決が得られる。法テラスが運営する制度で、一定の資力要件を充たす方は、弁護士や司法書士に裁判手続きを依頼する際にその報酬の立替払いを受けることができ

る。利用者には無利息・長期分割償還が認められるため、彼のようにまとまった費用が用意できない方でも、裁判手続きをあきらめる必要はない。

課題の二つ目は回収方法。この手の裁判では、裁判を起こす労働者の側で就労時間の立証をする必要があるが、彼の手許には勤怠状況を克明に記録した「勤務表」が残っていたため、裁判に勝訴する見込みはある。しかし、この会社はすでに仕事もほとんどない状態とのことで、回収が難航することは必至の状態だったのだ。

正直なところ、この点は何の目途も立たないまま訴訟に着手することになった。

「訴訟を通じて会社側が任意に支払いに応じるかもしれない。でも、そうでなければ、ダメ元で取引のある金融機関の預金口座を差し押さえて

みるくらいしか...」
言葉を濁す私の背中を
「何もしなければ、このまま1円も取れませんから...」
という彼の一言が押し出してくれた。

しかしこの時、私にも、そして彼自身にも気付かなかったもう一つの大きな課題が現実のものとなりつつあったのだ。そう、彼の体は、病魔に襲われていたのだ・・・

給料未払額は48万円だが、訴訟では解雇予告手当もあわせて請求した。労働基準法には、雇用主が労働者を

解雇しようとする場合「30日以上前に予告せよ」という規定がおかれている。仮に30日を下回る場合、下回る日数分に相当する賃金を支払わなければならない。即日解雇を言い渡された彼の場合、24万円余りの解雇予告手当を受け取る権利があったのだ。

最初の相談から半年が経過した翌年2月、裁判所から勝訴判決が言い渡された。先の72万円余りに加え、法律の規定にしたがった遅延損害金の支払いが会社側に命じられた。

会社側からの控訴はなく、勝訴判決は確定した。彼にそのことを報告するため、私は市内の病院に向かった。彼の肝臓は末期の癌に襲われており、このときすでに余命半年の宣告を受けていたのだ。

当初の方針どおり、ダメ元で銀行口

座を差し押さえてみたが、予想どおり残高は数円。

「やはり回収できないか...」
そう思いつつも手掛かりを求めて会社の事務所周辺を観察に出向いた私は、1台のトラックに目を止めた。周囲の風景からは不釣り合いなほど、そのトラックは白く光っていた。

早速、病室の彼にトラックのことを聞いてみたところ、そのトラックは彼が解雇された1年ほど前、事故の保険金で購入したばかりのものとのこと。

「ローンもないはずだ...」
抗癌剤に苦しむ弱々しい、しかし一縷の希望を帯びた答えが返ってきた。

陸運局で自動車登録事項証明の交付申請をしたところ、会社名義のトラックであることが確認できた。彼の言うとおりローンもなさそうだ。中古車販

売業を営む知人の話では「200万円は下らない」とのことであり、やっと回収の目途が見えてきた。

ここからは時間との闘いだ。彼が元気なうちに回収金を届けるため、急いで「自動車強制競売申立書」を作成し裁判所に提出した。すると間もなく、会社側から「全額を支払う」との連絡が入った。トラックを失えば仕事ができなくなるため、身内に頭を下げてお金を用意したらしい。

私の報告に、涙を浮かべて喜んだ彼は、病室の一画で震える手を押さえながら和解書に自身の名前を刻んだ。

遅延損害金や競売申立てのための費用を含め107万円余りが回収できたのはすでに9月初旬。私は回収金を、彼の仏壇に供えた。和解書に署名した3日後、彼は旅立っていた・・・

相談センターからのお知らせ!

日頃から**司法書士総合相談センターしずおか**の活動にご協力をお願いし、ありがとうございます。

平成26年4月から、常設相談の運営に次の2点の変更があります。

関係機関の皆様におかれましては、県民の皆さんへのご案内の際に留意いただきますようお願い申し上げます(いずれも詳細は県司法書士会のウェブサイトをご覧ください)。

面談相談
電話相談

下田相談会場が「下田商工会議所」に変更します。
毎週火曜日は、成年後見に関する相談に集中的に対応します。
高齢者の財産管理に関するご相談は、火曜日の電話相談をご利用ください!

司法書士総合相談センターしずおか
電話相談はこちらへ! 054-289-3704

ご相談は無料です!!

お近くの面接相談は

中部相談会場
静岡県司法書士会館
西部相談会場
浜松市福祉交流センター
東部相談会場
三島商工会議所
天竜相談会場
浜松市天竜区役所
下田相談会場 3月まで
下田市中央公民館
細江相談会場
浜松市北区役所
相談時間のお問合せ・ご予約は
054-289-3700